

随意契約理由

令和7年(2025年)3月17日

契約担当課名	国民健康保険特定保健指導及び未利用勧奨業務
発注担当課名	健康推進課
契約名称	国民健康保険 特定保健指導及び未利用勧奨業務
契約内容	豊中市国民健康保険加入者に対する特定保健指導及び未利用勧奨業務の委託
契約締結日 及び契約期間	契約締結日：令和7年(2025年)3月17日 契約期間：契約締結日から令和10年(2028年)3月31日
契約の相手方 (所在地・名称)	大阪府中央区徳井町二丁目4番14号 株式会社メディブレーション
契約金額	(1)動機づけ支援 1件 16,000円 (2)積極的支援 1件 46,000円 (3)未利用勧奨(文書) 1件 3,000円 (4)未利用勧奨(電話)1件 1,000円 以上の単価と実施数量に応じた支払いとする。
随意契約理由	(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当)

特定保健指導は、対象者自らが生活習慣における課題に気づき、健康的な行動変容の方向性を導き出し、継続できるよう、専門的知識と資格を有した者が実施するもので、専門性の高い業務となっています。本業者は生活習慣病や重症化予防を目的とした保健指導業務に特化したノウハウも豊富であり、質の高い特定保健指導及び未利用者への勧奨業務が可能です。

また、LINEでの申し込みや、キャンピングカーの活用、オンライン面談の活用等、対象者のニーズや生活スタイルに合わせた実施が可能であること、食事写真のAI解析や持続血糖測定器の活用等個々の特性に合わせた保健指導が可能な業者は本業者のみであります。

これらのことにより、公募型プロポーザルを実施した結果選定された同社と随意契約を締結するものです。